

事業主、人事労務担当者の皆様へ

改正育児・介護休業法等の 説明会を開催します！



改正育児・介護休業法等が令和7年4月1日から順次施行されます。育児・介護休業法等の改正に伴い、育児・介護休業規定の見直しなど、さまざまな取り組みが必要となります。岐阜労働局では、下記のとおり説明会を開催します。是非ご参加ください。

予約制

参加
無料

場所	開催日時	会場	定員
岐阜①	令和7年 1月16日 (木) 13:30～15:30	ワークプラザ岐阜 大ホール 岐阜市鶴舞町2-6-7	80人
岐阜②	令和7年 2月4日 (火) 13:30～15:30	ワークプラザ岐阜 大ホール 岐阜市鶴舞町2-6-7	80人
高山	令和7年 1月23日 (木) 13:30～15:30	飛騨・世界生活文化センター 大会議室 高山市千島町900-1	100人
土岐	令和7年 1月28日 (火) 13:30～15:30	セラトピア土岐 大会議室 土岐市土岐津町高山4	70人

申込方法

説明会終了後、規定の整備等個別のご相談にも対応いたします

●事前申込が必要です (Web申込)。

「労働局 (職業安定関係) ・ハローワーク説明会等受付サイト」からお申込みください。

●お申込み完了後に届くメールが参加受付票になりますので、印刷のうえ当日お持ちください。

●申込締切日：令和7年1月5日

※締切日前でも定員に達した時点で受付終了となりますのでご了承ください。

参加対象

県内に本社または事業所がある企業の事業主、人事・労務ご担当者など

説明内容

- 改正育児・介護休業法の概要
- 次世代育成支援対策推進法の概要
- 育児・介護休業規定整備について
- 育児休業給付金等の説明

お申し込みはコチラ



お問合せ先



岐阜労働局 雇用環境・均等室

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

TEL(058)245-1550